

議案第19号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正)

教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成28年4月22日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青木克明

教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則の一部  
を改正する規則

教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則(昭和61年横須賀市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

初任給の基準に関する規則

第1条中「教育職員の職務の級の標準的な職務の内容及び」を削る。

第2条を削る。

第3条第1号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第3条第1号関係)」を「(第2条第1号関係)」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「(第3条第2号関係)」を「(第2条第2号関係)」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正に伴い、所要の条文整備を行うため、この規則を改正する。



<sup>1</sup>初任給の基準  
教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則

(総則)

第1条 教育職員の職務の級の標準的な職務の内容及び新たに教育職員となつた者に適用する初任給の基準については、この規則の定めるところによる。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第2条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務基準表(別表第1)に定めるとおりとする。

(初任給の基準)

第3条<sup>2</sup> 新たに市立高等学校若しくは市立幼稚園の教育職員又は市立中学校の任期付教育職員となつた者に適用する初任給の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 教育職初任給基準表(別表第2)<sup>1</sup>
- (2) 中学校任期付教育職初任給基準表(別表第3)<sup>2</sup>

(その他の事項)

第4条<sup>3</sup> この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。



別表第1(第2条関係)

級別標準職務基準表

給料表の種類	職務の級	標準職務
教育職給料表	1級	助教諭の職務又はこれに相当する職務
	2級	教諭の職務又はこれに相当する職務
	3級	総括教諭の職務又はこれに相当する職務
	4級	教頭の職務
	5級	校長又は園長の職務

別表第2(第3条第1号関係)

教育職初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
教諭 養護教諭	博士課程修了	2級47号給
	修士課程修了	2級29号給
	大学卒	2級17号給
	短大卒	2級7号給
助教諭 養護助教諭 講師	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給
実習助手		

別表第3(第3条第2号関係)

中学校任期付教育職初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
講師	大学卒	25号給
	短大卒	17号給
	高校卒	9号給